

第3回 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会

日時：令和8年5月15日(金)

午後2時から

場所：富士山南東消防本部三島消防庁舎
3階消防センター

1 開 会

2 報告事項

(1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地 公募及び公有地抽出結果

資料1

(2) 第1次評価（適合評価）の結果について

函南町候補地

資料2-1

熱海市候補地

資料2-2

3 協議事項

・ 第2次評価（比較評価）について

資料3-1～資料3-3

4 その他

第2回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会会議録

参考資料1

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定フロー

参考資料2

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定スケジュール(変更後)

参考資料3

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿

氏 名 (外部委員は五十音順)	所属・役職	備考
中澤 博志	静岡理工科大学建築・都市デザイン学部教授	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会会長	委員長
柳井 薫	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会会長	
臼井 貢	三島市環境市民部長	
杉山 和哉	裾野市環境市民部長	
三枝 壮一郎	熱海市市民生活部長	
椎田 清隆	長泉町都市環境部長	
加藤 裕一	函南町厚生部長	

○3市2町 担当課出席者

	市町	所属	役職	氏名
1	三島市 (事務局)	廃棄物対策課	参事 (課長)	杉山 慎太郎
2		廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室	室長 (課長補佐)	新井 晋
3			主幹	橋本 泰浩
4	裾野市	生活環境課	課長	志村 敏博
5			係長	杉山 貴
6	熱海市	環境課	課長	高瀬 智幸
7		環境課 ごみ処理広域化推進室	室長	西村 厚紀
8		環境課 環境センター管理室	主幹	野口 真道
9		環境課 ごみ処理広域化推進室	副主任	木村 海夏人
10	函南町	環境衛生課	課長	浅沼 聡
11			課長補佐	二藤 光
12			係長 (焼却場長)	梅原 彰祐
13	長泉町	くらし環境課	課長	杉山 光司
14			副主幹	露木 宏孝

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 公募及び公有地抽出結果

1 公募の結果

(1) 期間

令和7年7月28日から令和7年10月31日まで

(2) 公募の概要

広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項に基づき、2市2町で実施

(3) 結果（市町及び個所数）

函南町 1か所（別添位置図参照）

2 公有地等抽出の結果

(1) 期間

令和7年7月18日から令和8年3月31日まで

※ 当初は公募と同じく令和7年10月31日までを予定していたが、構成市町から、地域住民との調整のための時間を確保したい旨の意向が示され、ごみ処理広域化検討協議会にて協議し、令和8年3月31日まで期間を延長した。

(2) 公有地等抽出の概要

3市2町において、公有地等から広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定基準に合致する土地を抽出

(3) 結果（市町及び個所数）

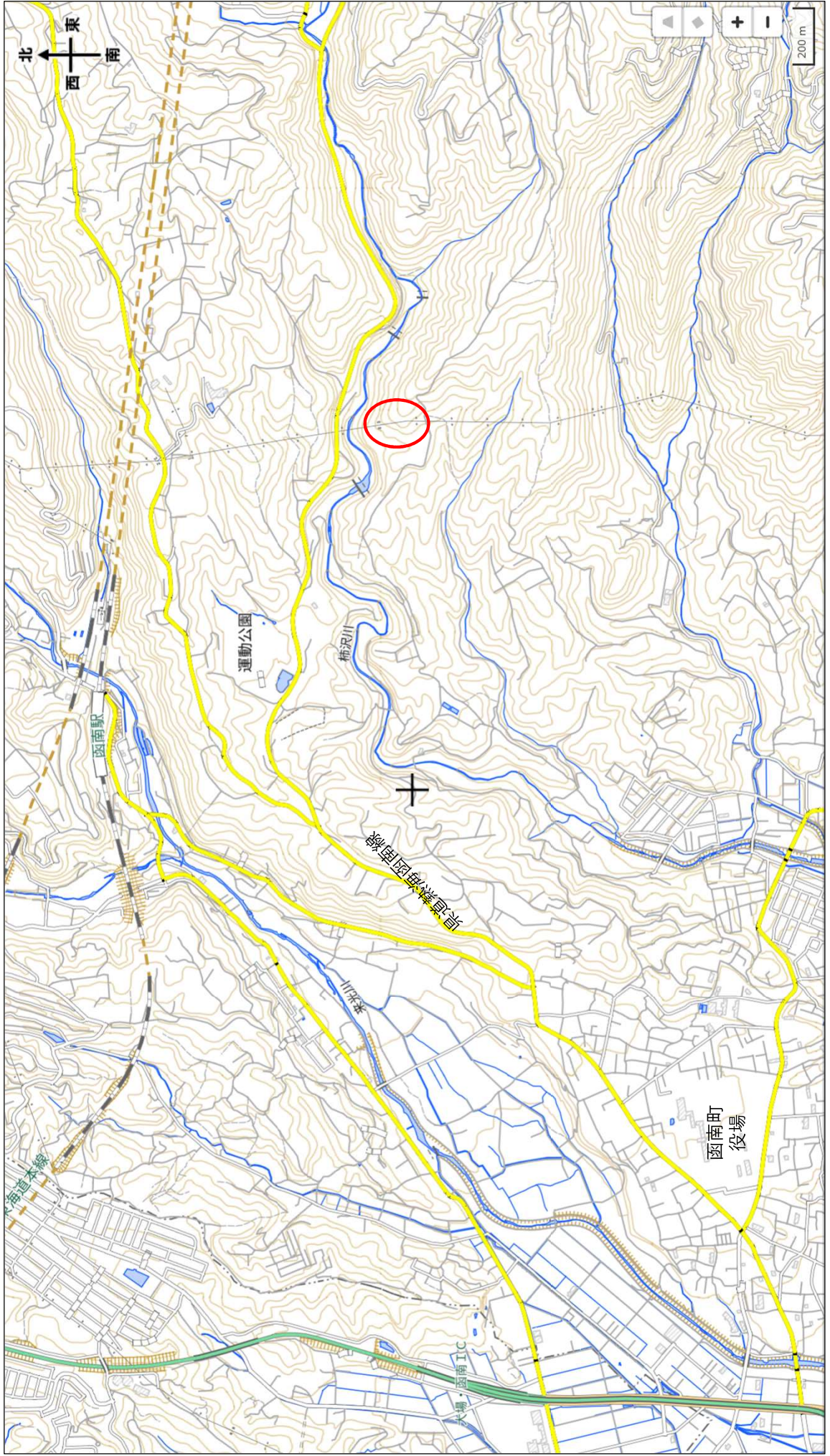
熱海市 1か所（別添位置図参照）

3 候補地選定の流れ（参考資料2，3参照）

内 容	時期
候補地の公募	～令和7年10月末
候補地の公有地等からの抽出	～令和8年3月末
第3回 建設候補地選定委員会 公募・公有地抽出の候補地の評価・検討	令和8年5月15日(金)
第4回 建設候補地選定委員会 候補地評価結果取りまとめ	令和8年7月17日(金)
ごみ処理広域化検討協議会 建設候補地の協議、1か所に選定	令和8年8月
各市町が広域化への参加意思表示 (広域化枠組み決定)	令和8年11～12月

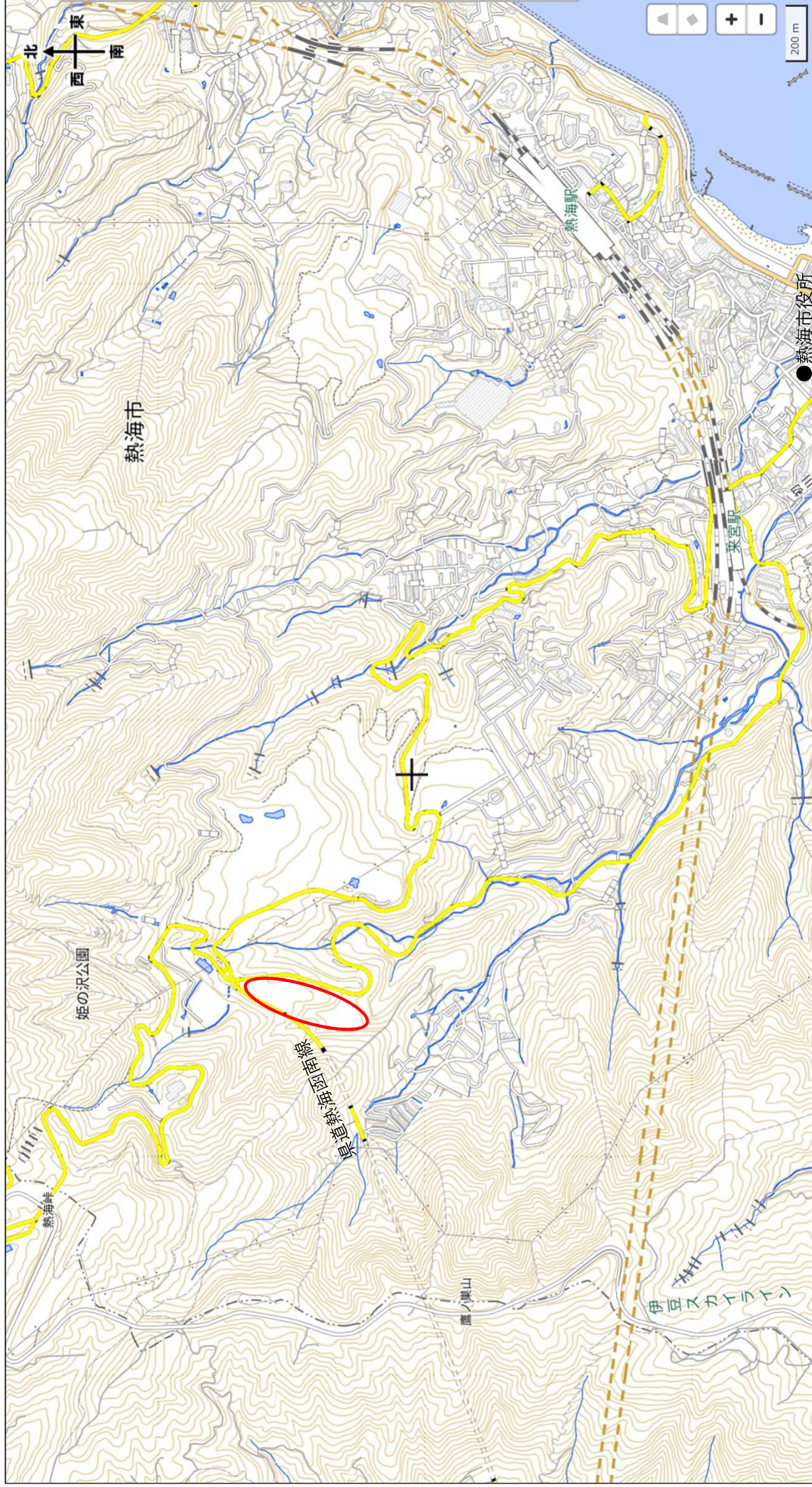
函南町候補地（公募）
所在 函南町平井1721-142ほか

位置図



位置図

熱海市候補地（公有地抽出）
所在 熱海市熱海字笹尻1804番70 ほか



広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第1次評価

(応募地) 函南町平井地内

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	面積は約 2.3ha	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	土地所有者同意あり	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整 備することが困難な規制地域 を含まないこと。	検討資料 1 のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置す る土地、不整形地の土地は除 く。	検討資料 2 のとおり	×
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する 土地は除く	函南町総合計画、都市計 画マスタープラン等をも とに確認した結果、公共 事業等の計画されている 地域ではない。	○

第1次評価結果（適合評価）

適合しない

【評価の概要】

- 「1. 面積要件」、「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- 「3. 法規制地域外」については、砂防指定地を含む土地であったため、応募された内容では要件を満足しないとの評価になる。ただし、砂防指定地と重なる部分の面積を差し引いても「1. 面積要件」の概ね 2ha 以上の土地を確保できることから、要件を満足すると評価する。
- 「4. 地形地物の状況」については、応募地は2つの土地に分かれており合わせて 2ha 以上となるものであるが、土地の間に町有地の道（幅員約 2m）及び鉄塔が存在し、応募地には送電線路に関する地役権が設定されている土地が含まれている。また、標高差が 70 m 前後ある土地であることから造成を行うことで利用可能面積が更に減少することが考えられる。「3. 法規制地域外」における砂防指定地を除外する条件と併せて概略の造成面に関する検討を行ったところ、4,000~5,000 m²程度の平坦地を確保できる可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくなる。厳しい地形条件や鉄塔・送電線の存在により施設計画に制約が生じる可能性を併せて考慮した結果、整備を想定する施設を配置する実現性が低く、不整形地と判断した。

上記の検討により、第1次評価では、選定基準に適合しないと評価する。

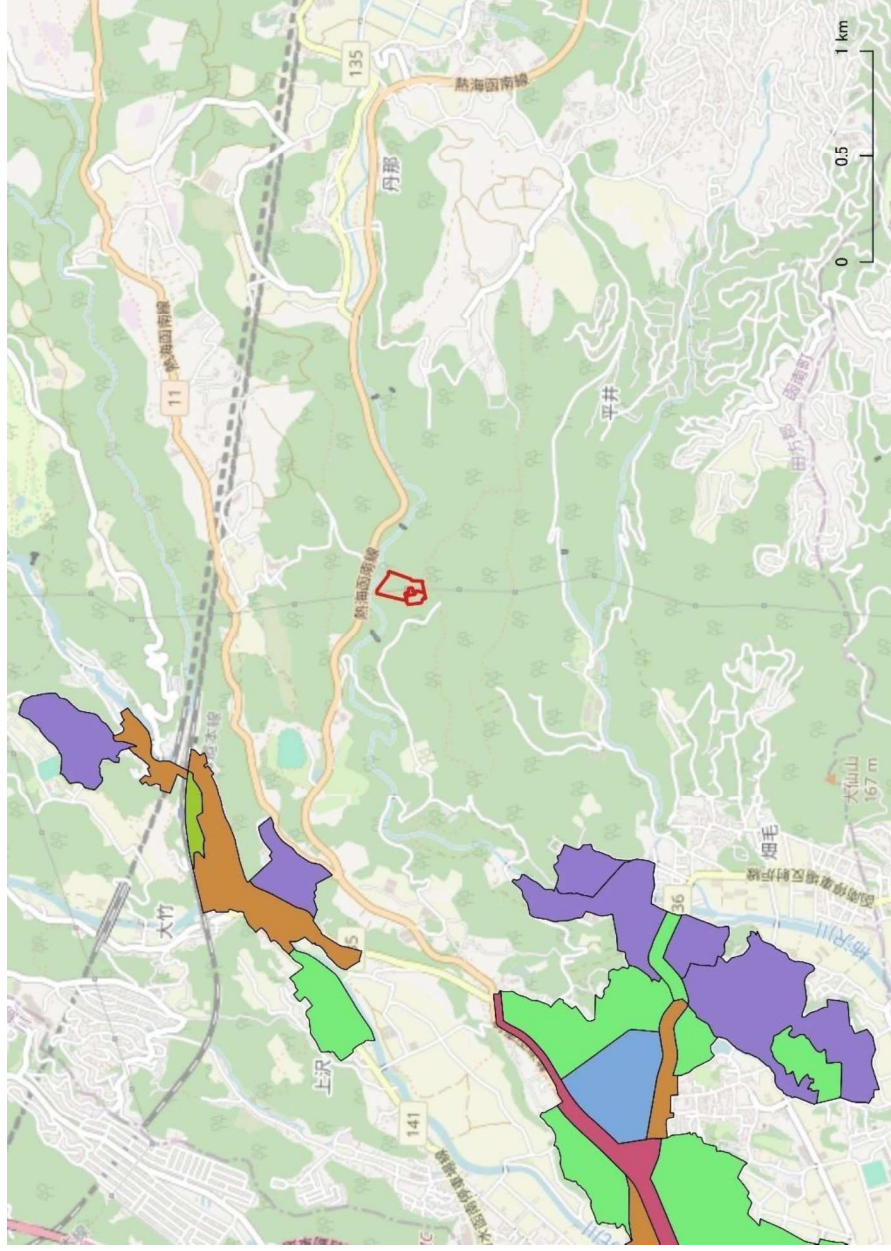
除外対象とする法規制地域

No.	法律名	除外条件	評価結果
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合	○
2	河川法	河川区域を含む場合	○
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合	○
4	砂防法	砂防指定地を含む場合	○
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合	○
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合	○
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合	○
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合	○
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合	○
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合	○
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合	○
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合	○

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。

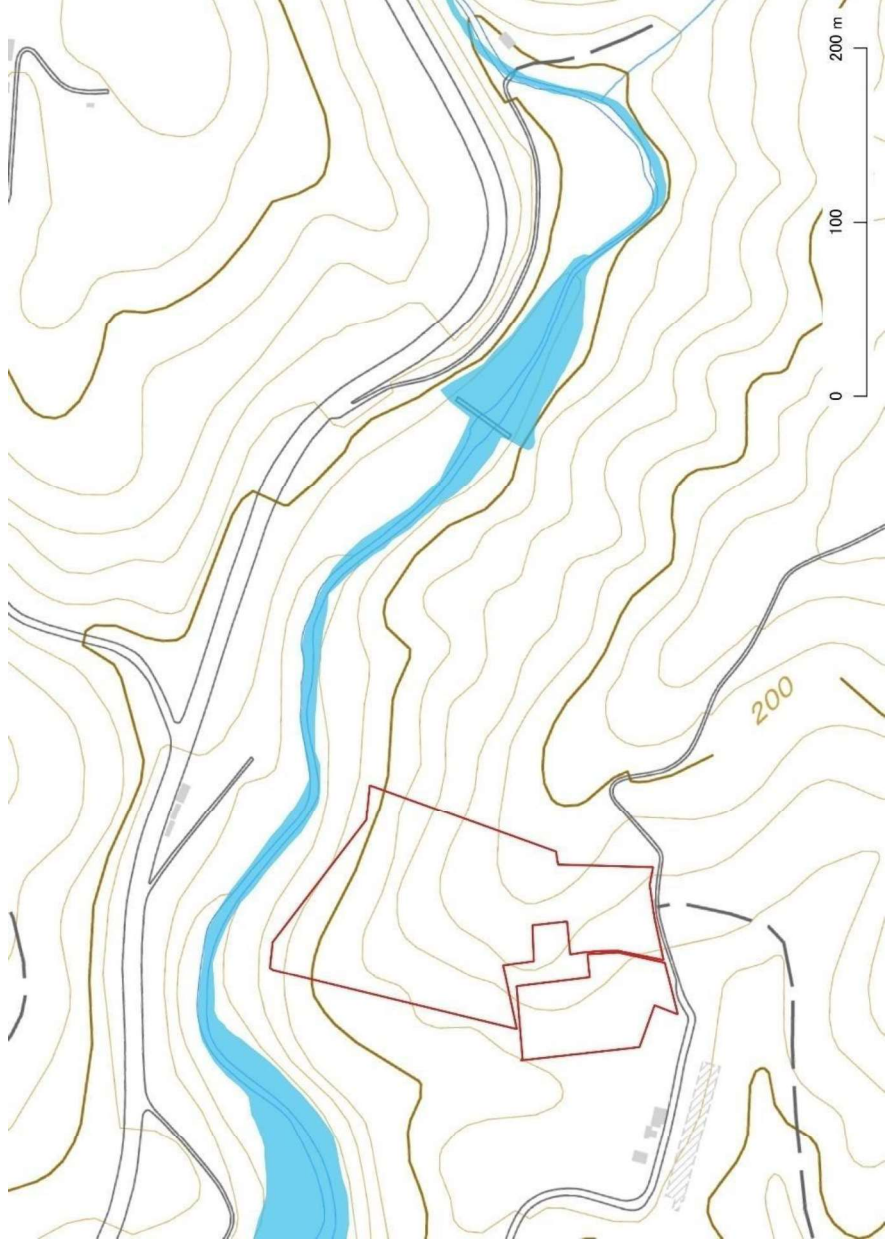
都市計画法

(除外条件：住居系地域及び商業系地域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

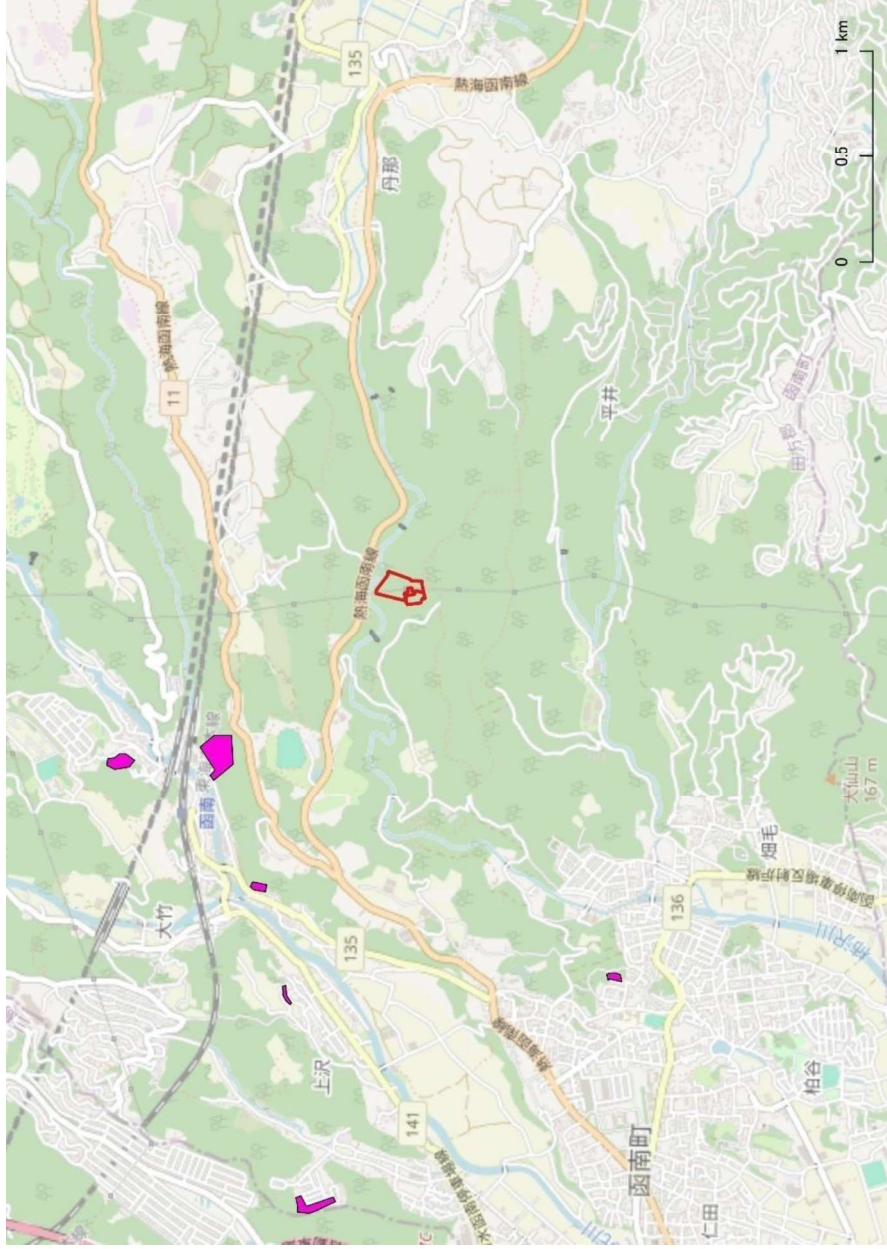
河川法
(除外条件：河川区域を含む場合)



河川区域

【検討内容】 該当しない

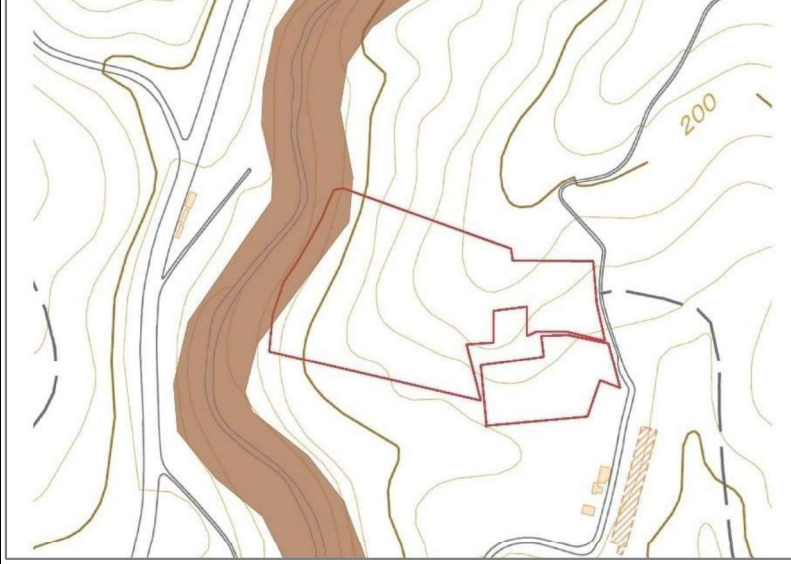
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律
(除外条件：急傾斜地崩壊危険区域を含む場合)



急傾斜地崩壊危険区域

【検討内容】 該当しない

砂防法
(除外条件：砂防指定地を含む場合)



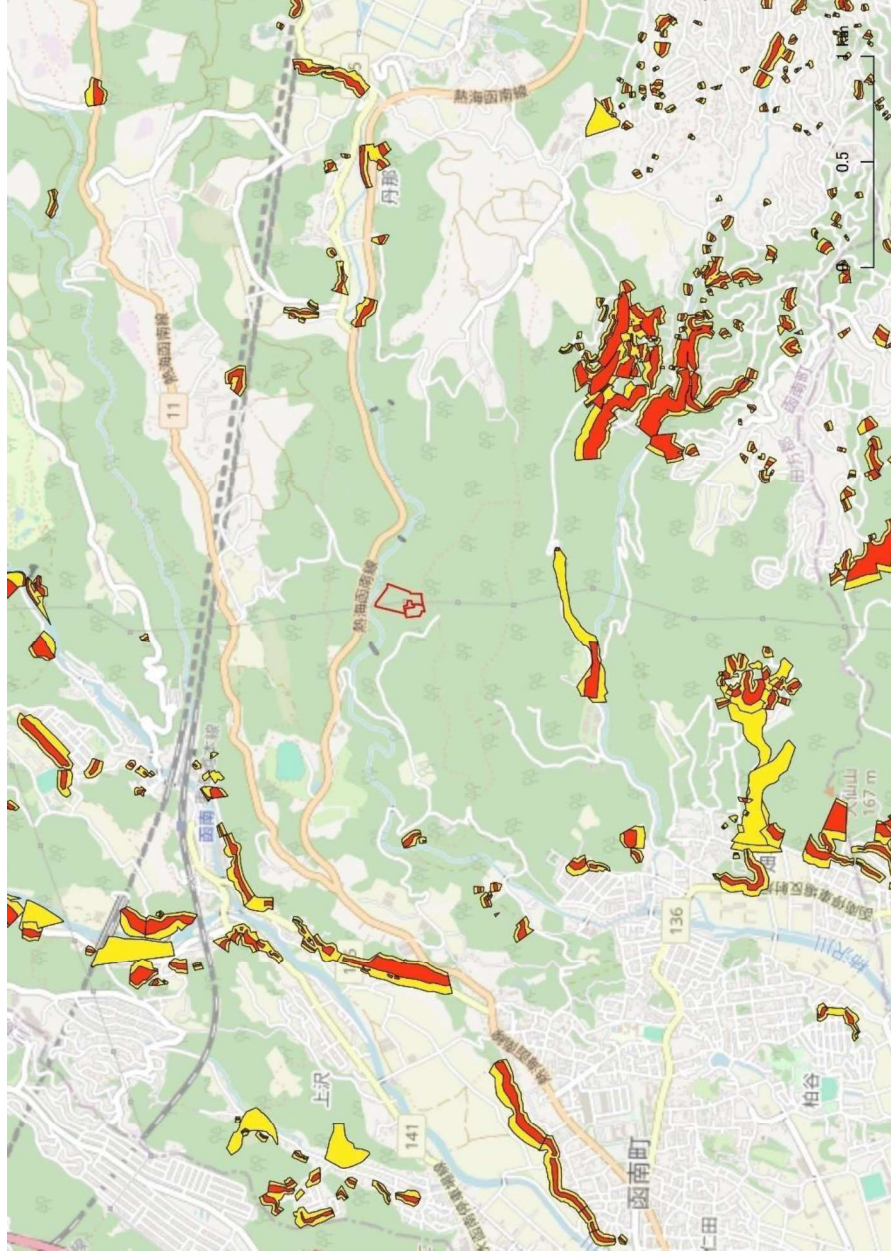
応募地 (約 2.30 ha)



応募地から砂防指定地を除く (約 2.18ha)

【検討内容】 応募地は砂防指定地を含むが、砂防指定地を除いた面積を算出したところ、約 2.18ha となり、面積要件を満足することから、砂防指定地を除いた面積とすることで該当しないものと評価する。

土砂災害防止法
(除外条件：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合)

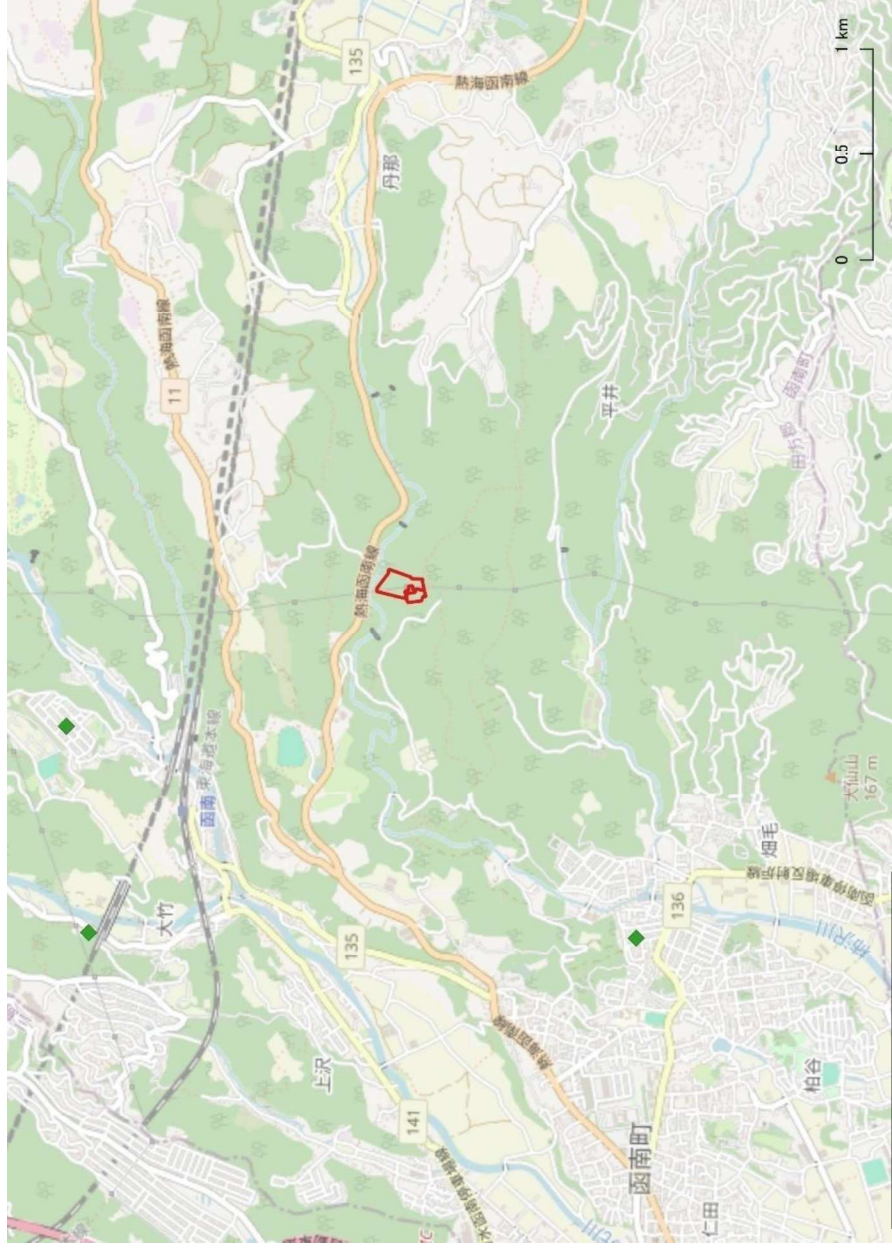


土砂災害警戒区 土砂災害特別警戒区域

【検討内容】 該当しない

文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例

(除外条件：国、県及び各市町指定文化財を含む場合)

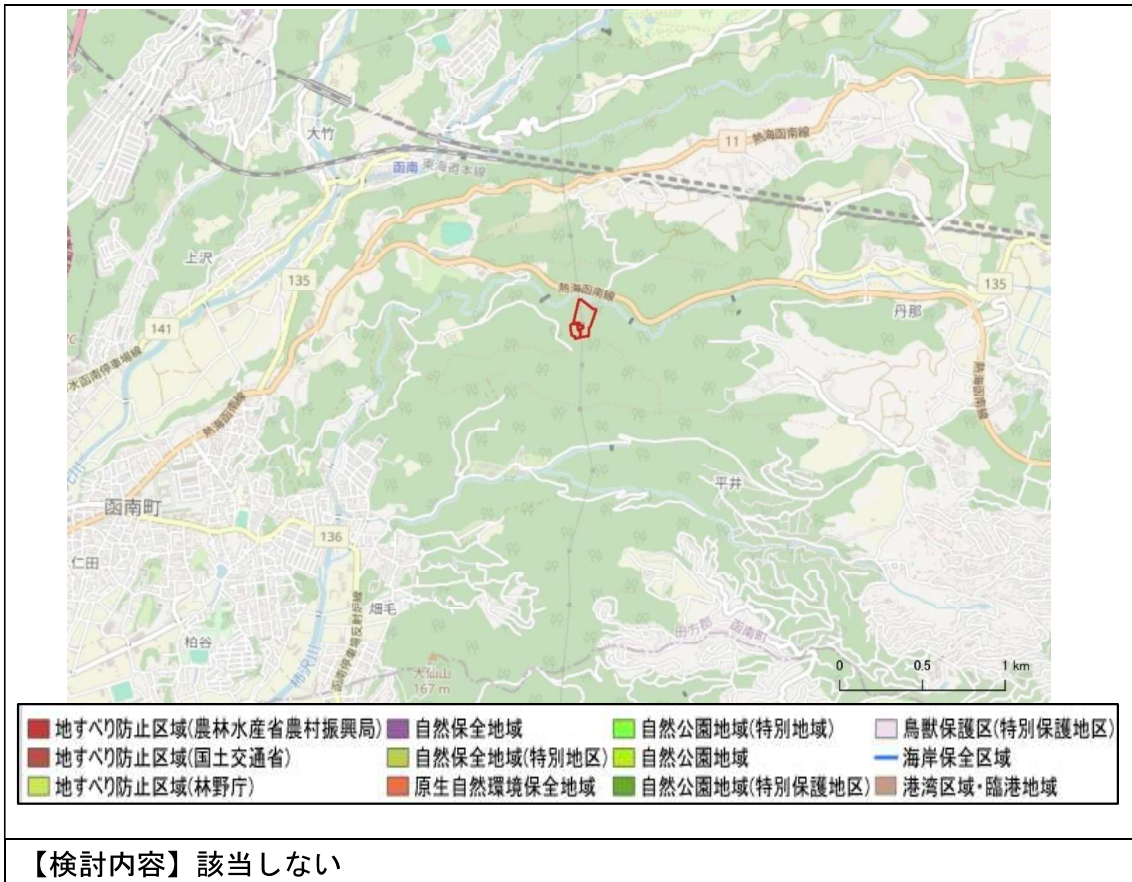


◆ 都道府県指定文化財

【検討内容】 該当しない

周辺に該当エリアなし

- 地すべり等防止法（除外条件：地すべり防止区域を含む場合）
- 海岸法（除外条件：海岸保全区域を含む場合）
- 港湾法（除外条件：港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合）
- 自然公園法（除外条件：国立公園の公園区域を含む場合）
- 自然環境保全法（除外条件：自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合）
- 鳥獣保護及び狩猟に関する法律（除外条件：特別保護地区を含む場合）



【検討資料 2】 配置可能性の検討



【前提条件】

- 整備を想定する焼却施設（広域処理 300 t / 日）の配置が可能か検討する。また、マテリアルリサイクル推進施設については、広域で整備するか現段階では未定であるが、参考として検討に加える。整備を想定する施設の建屋面積は、類似規模施設の事例を考慮して 8,000 m²程度とする。
- 応募地の一部の土地（上空に送電線が存在する土地）には、地役権（権利者：東京電力パワーグリッド㈱）として「①送電線路の最下垂時における電線から 3.6m の範囲における建造物の築造禁止」「②爆発性引火性を有する危険物の製造、取扱及び貯蔵の禁止」「③送電線路の支障となる工作物の設置、竹木の植栽禁止」が設定されている。
- 送電線に近接する事業となるため、電気事業法に基づく保安確保の観点から、東京電力パワーグリッドとの協議が必要となり、排ガスが送電線に及ぼす影響を考慮し、煙突の位置、高さ、排ガス温度等に条件が付される可能性がある。



【検討内容】

送電線路の直下の土地が使用可能とした場合において、想定する施設の建屋（類似規模施設の事例を考慮して建築面積 8,000 m²程度）の配置を検討した。敷地の中央付近に鉄塔があるため、建屋の配置が制限され、周回道路を考慮すると敷地内には収まらないと判断した（上図参照）。なお、現地は高低差約 70m の傾斜地であり、利用可能な面積はさらに狭くなるため、実際には上図のような配置はできない。

次ページ以降で造成の概略図を作成し、確保できる造成面の可能性を検討した。

造成面の概略検討

敷地の標高差が約 70m前後あること、敷地が 2ha 程度であることから、確保できる造成面について概略検討を行った。造成により設置する補強土壁の高さは「補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（第 4 回改訂版）」における適用壁高範囲として盛土高さの 20mとし、造成レベルは標高 180m、170m、160mの 3 ケースとした。また、幅員 8m程度の周回道路を確保することを想定した。

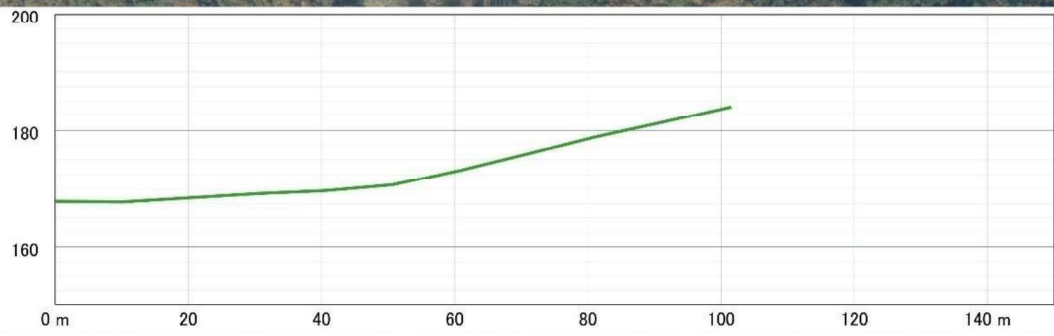
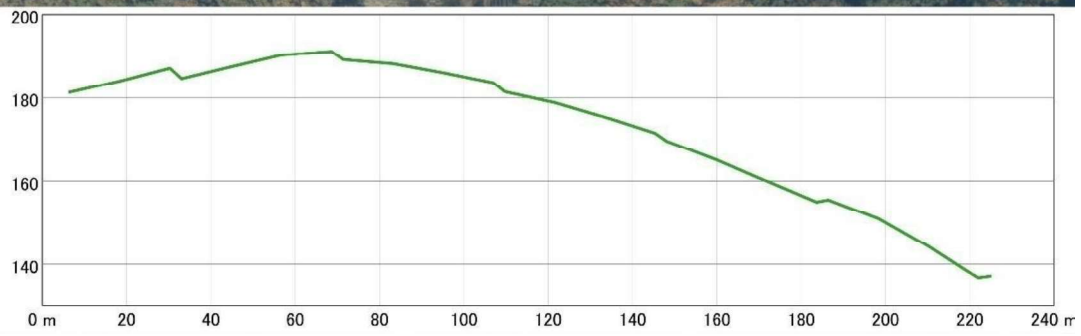
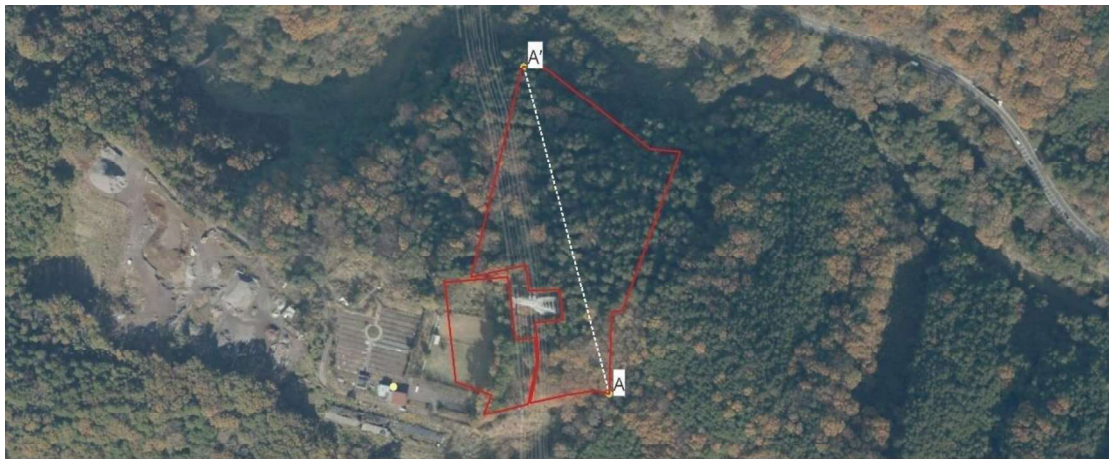
検討結果は下記及び別添配置案に示すとおりである。

なお、設備構成を考慮した建屋の配置を考えると長方形等の角型の形状となることから、利用可能面積は記載の面積よりも狭くなることも留意する。

ケース	検討概要
A 案（平坦地の計画高を 180mとした案）	建築面積として約 4,340 m ² が利用可能と考えられる。
B 案（平坦地の計画高を 170mとした案）	建築面積として約 4,960 m ² が利用可能と考えられる。現地盤との標高差が大きくなり切土法面が発生する。
C 案（平坦地の計画高を 160mとした案）	建築面積として約 3,960 m ² が利用可能と考えられる。現地盤との標高差が大きくなり切土法面が発生する。
D 案	補強土壁を 2 段に分け、平坦地の計画高を 170mとした場合、約 5,700 m ² が利用可能と考えられる。しかし、20m 級の長大な補強土壁を 2 段で設置する場合、上下段の補強土壁が互いに干渉しあわないか現地盤の地形地質条件等を含めた詳細な検討が必要である。砂防指定地に隣接する厳しい地形条件を鑑みた場合、調整池の設置の可否等、実現性に多くの課題が想定されることから、検討から除外する。

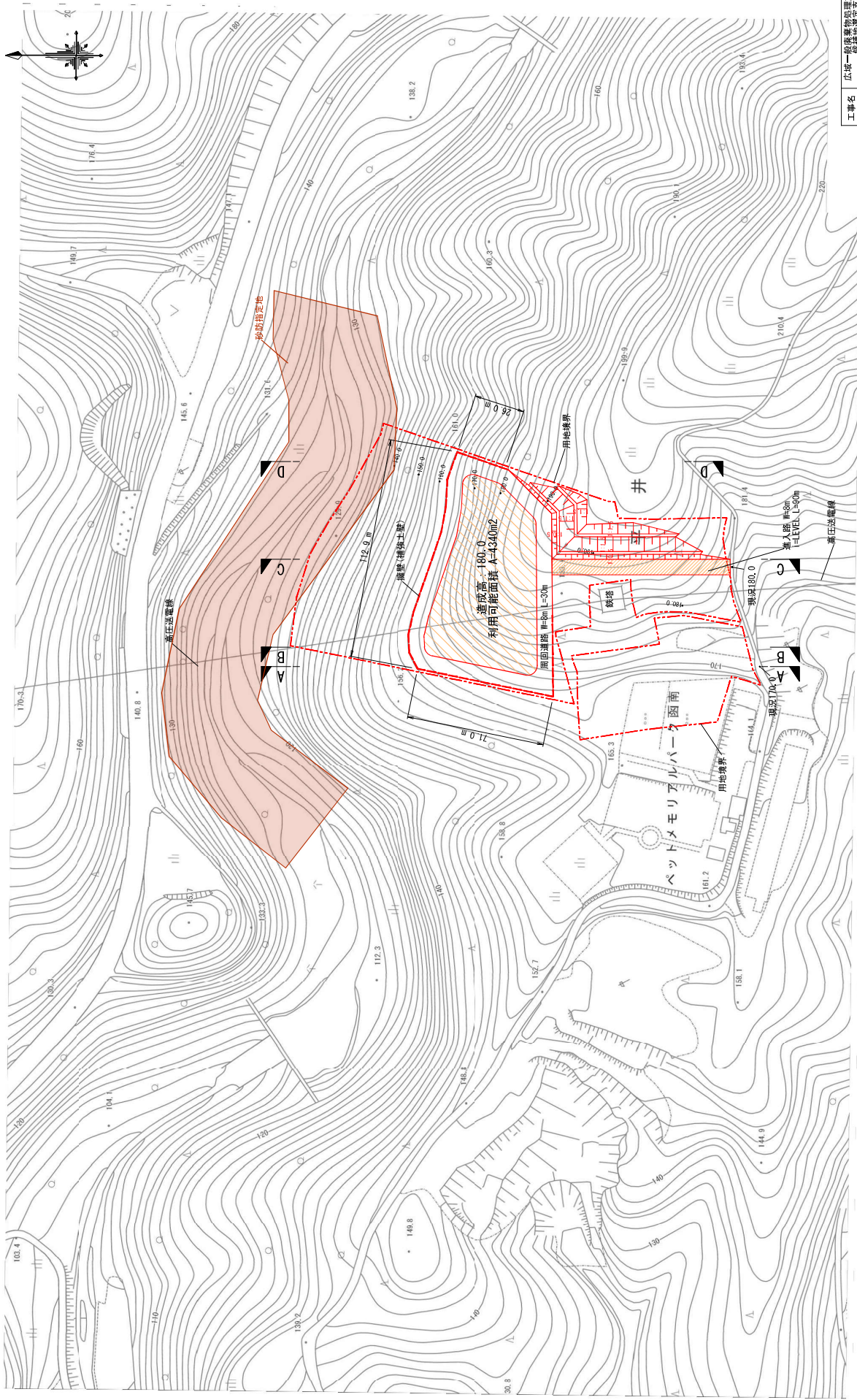
A 案～C 案において、4,000～5,000 m²程度の平坦地を確保できる可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくなり、整備を想定する施設を配置する実現性が低いと判断した。

高低差の確認



配置案 S=1:1000

(A案：平場の計画高を180とした案)



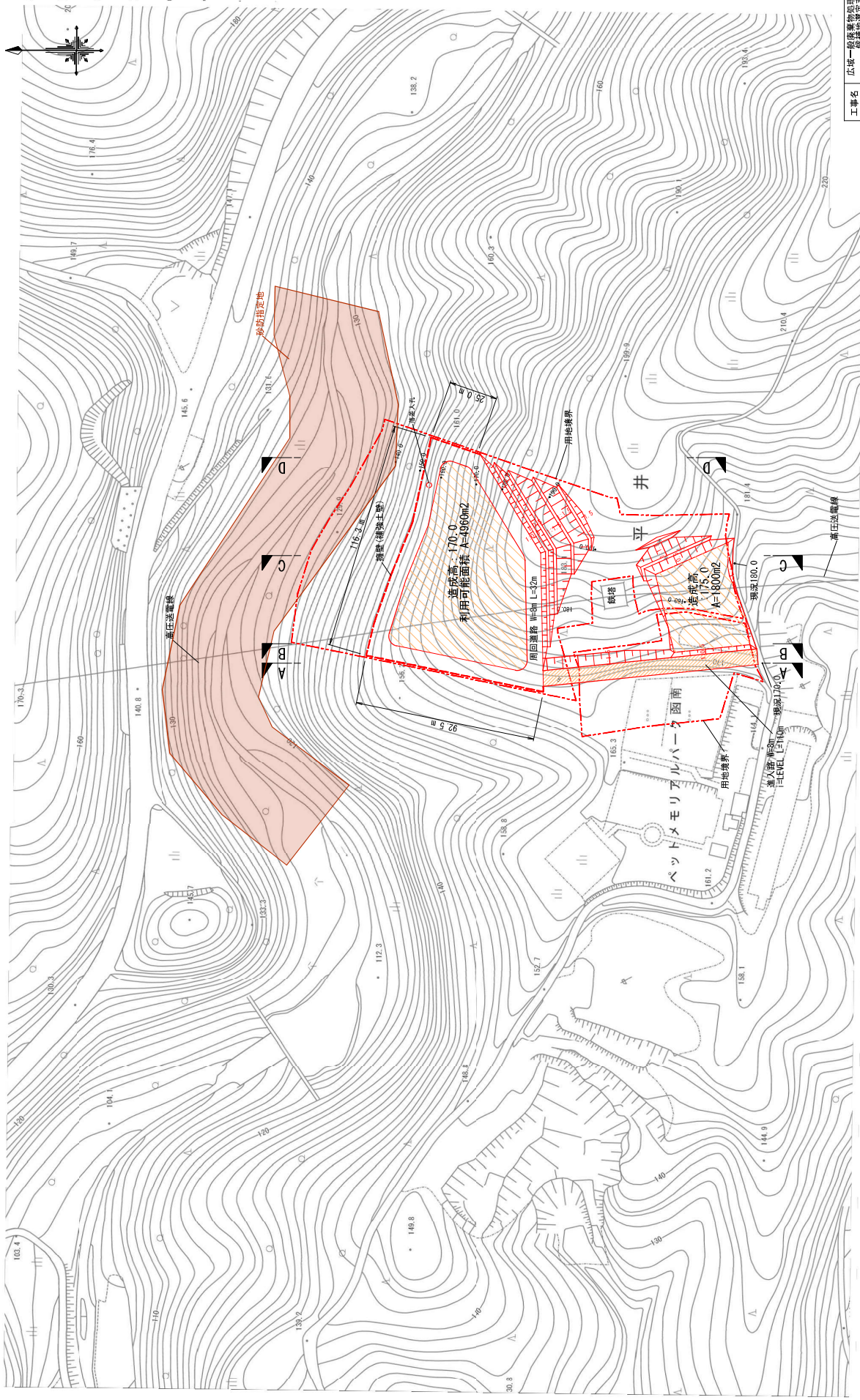
※地形図は等価子午線を使用
 ※公園の境界線は等価子午線のトレースによる
 ※用地面積はCADによる計測値



工事名	広域一般廃棄物処理施設建設 係用地区域定立調整事業委託
工事箇所	静岡県函南町管内
図面種別 及び図尺	配置案 A案 S=1:1000
図面番号	全業の内 号
講 求	係 長
	設 計
	年
	月

配置案 S=1:1000

(B案：平場の計画高を170とした案)



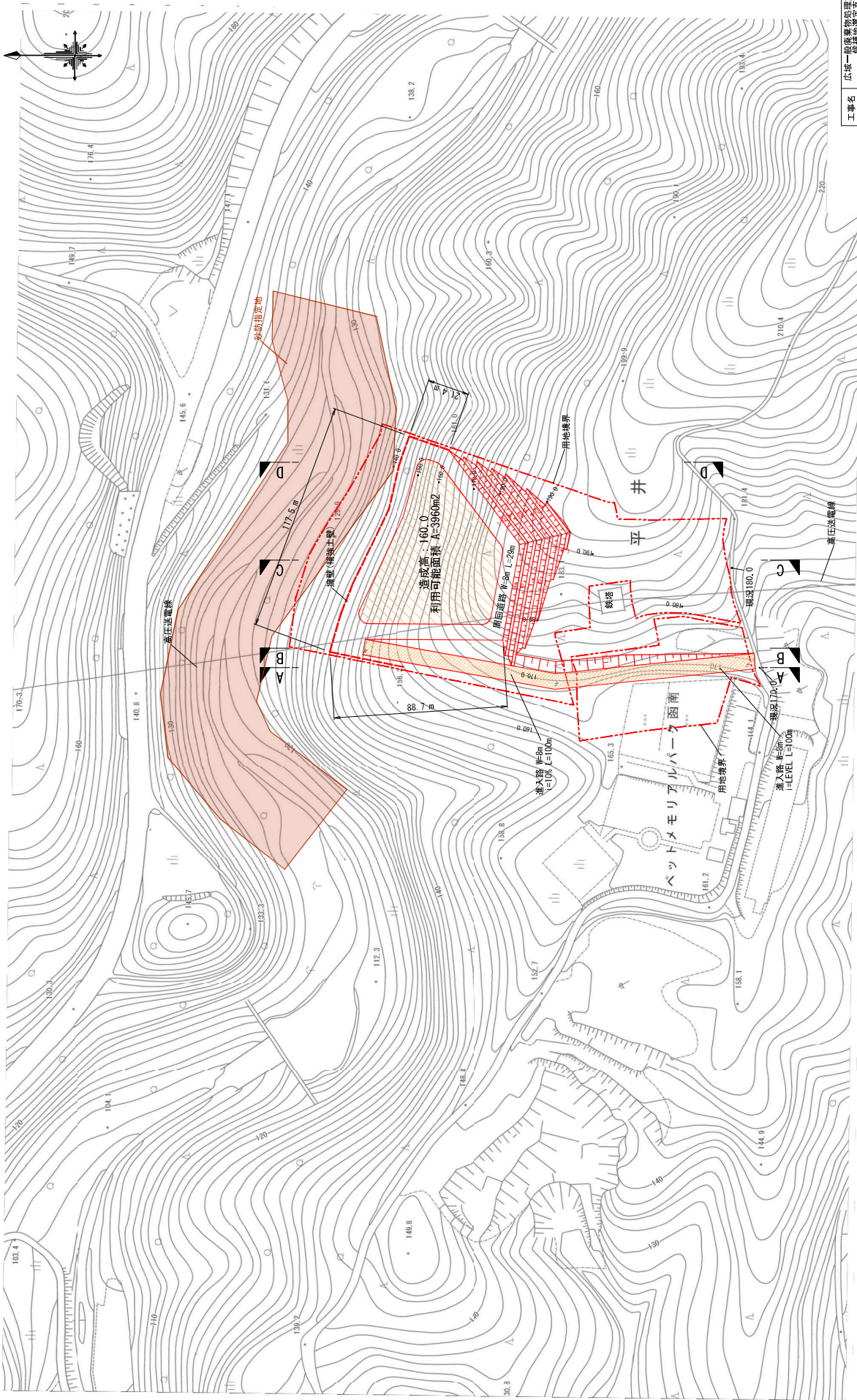
※地形図は画像データを使用
 ※用地面積はCADによる計測値



工事名	広域一般廃棄物処理施設建設 係用地区画決定及調整事業委託
工事箇所	静岡県函南町内
図面種別 及び図尺	配置案 B案 S=1:1000
図面番号	全業の内 号
講 座	係 長
	設 計
	年
	月

配置案 S=1:1000

(C案：平場の計画高を160とした案)

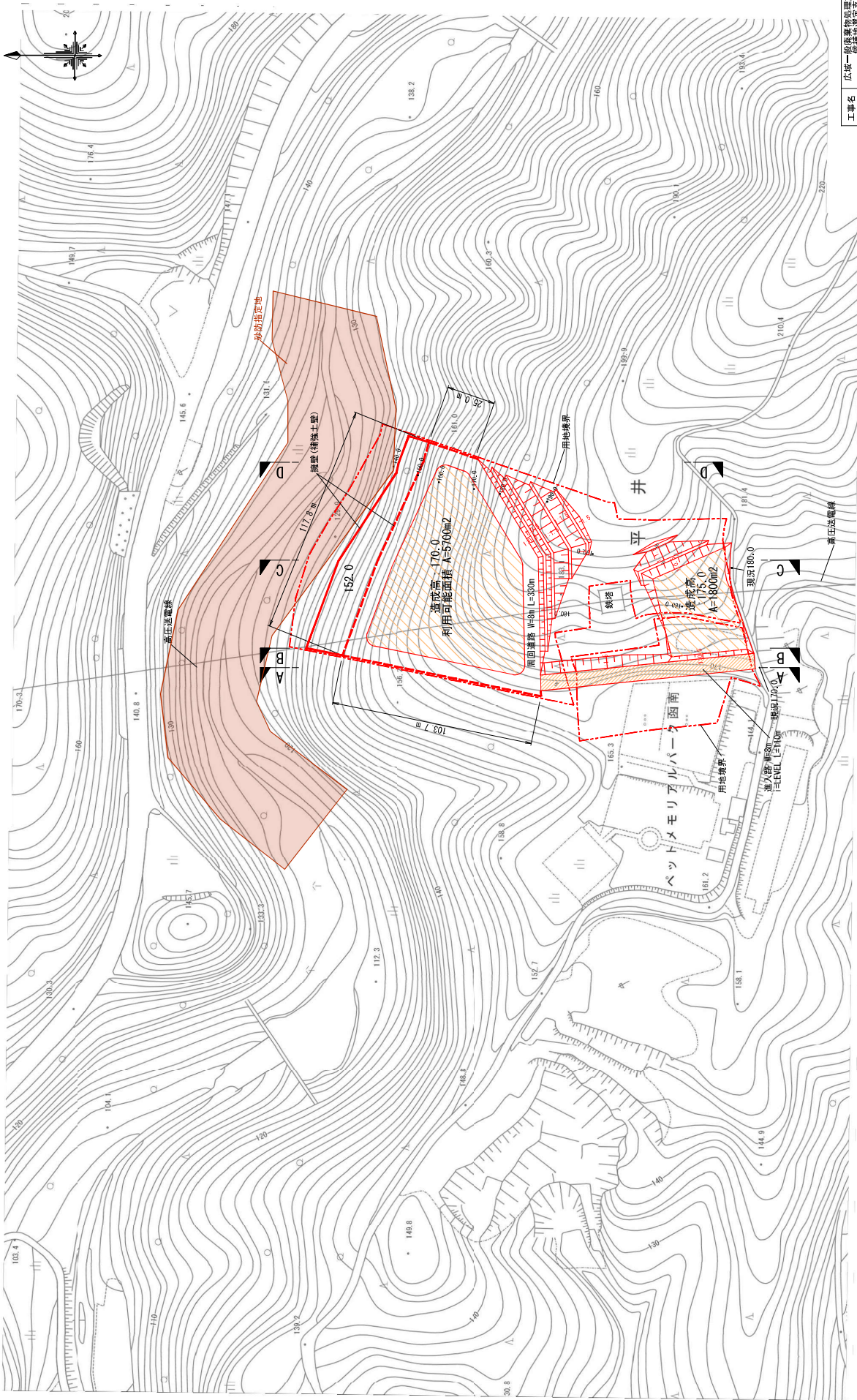


※地形図は画像データを使用
※用地面積はCADによる計測値

工事名	広域一般廃棄物処理施設建設 係用地調査及測量等業務委託
工事箇所	静岡県函南町内
図面種別 及び縮尺	配置案 C案 S=1:1000
図面番号	全業の内 号
講 求	係 長
	設 計
	年
	月

配置案 S=1:1000

(D案：平場の計画高を170とし、2段擁壁とした案)



※地形図は画像データを使用
 ※用地面積はCADによる計測値



工事名	広域一般廃棄物処理施設建設 係用地区画決定区域等事業委託
工事箇所	静岡県函南町管内
図面種別 及び図尺	配置案 D案 S=1:1000
図面番号	全業の内 号
講 求	係 長
	設 計
	年
	月

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第1次評価

(応募地) 熱海市熱海字笹尻地内

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	抽出面積約 25ha のうち一部	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	熱海市公有地から抽出	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な規制地域を含まないこと。	検討資料 1 のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置する土地、不整形地の土地は除く	検討資料 2 のとおり	○
5	市町土地利用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する土地は除く	熱海市総合計画、都市計画マスタープラン等をもとに確認した結果、公共事業等の計画されている地域ではない。	○

第 1 次評価結果（適合評価）	適合する
-----------------	------

【評価の概要】

- 「1. 面積要件」については、抽出面積約 25ha のうち、過年度熱海市が実施した「新廃棄物処理施設建設候補地調査報告書（令和 4 年 3 月）」において建設候補地として設定した範囲を対象とし、面積要件を満足していると評価する。
- 「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- 「3. 法規制地域外」については、第二種中高層住居専用地域に指定されているが、都市計画法に基づく都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行うこととされており、法解除の見込みがあることから要件を満足するものと評価する。
- 「4. 地形地物の状況」については、高低差の大きい敷地の中に、北側を県道に面する上段と、東側を県道に面する下段の 2 つの平坦地があり、これらの土地を活用・拡張し配置を検討することが妥当である。造成の概略検討を行った結果、上段の平坦地を造成により拡張することで想定する施設が配置できるものと判断する。なお、下段の平坦地には、別棟でマテリアルリサイクル推進施設を配置することも考えられる。

上記の検討により、第1次評価では、選定基準に適合すると評価する。

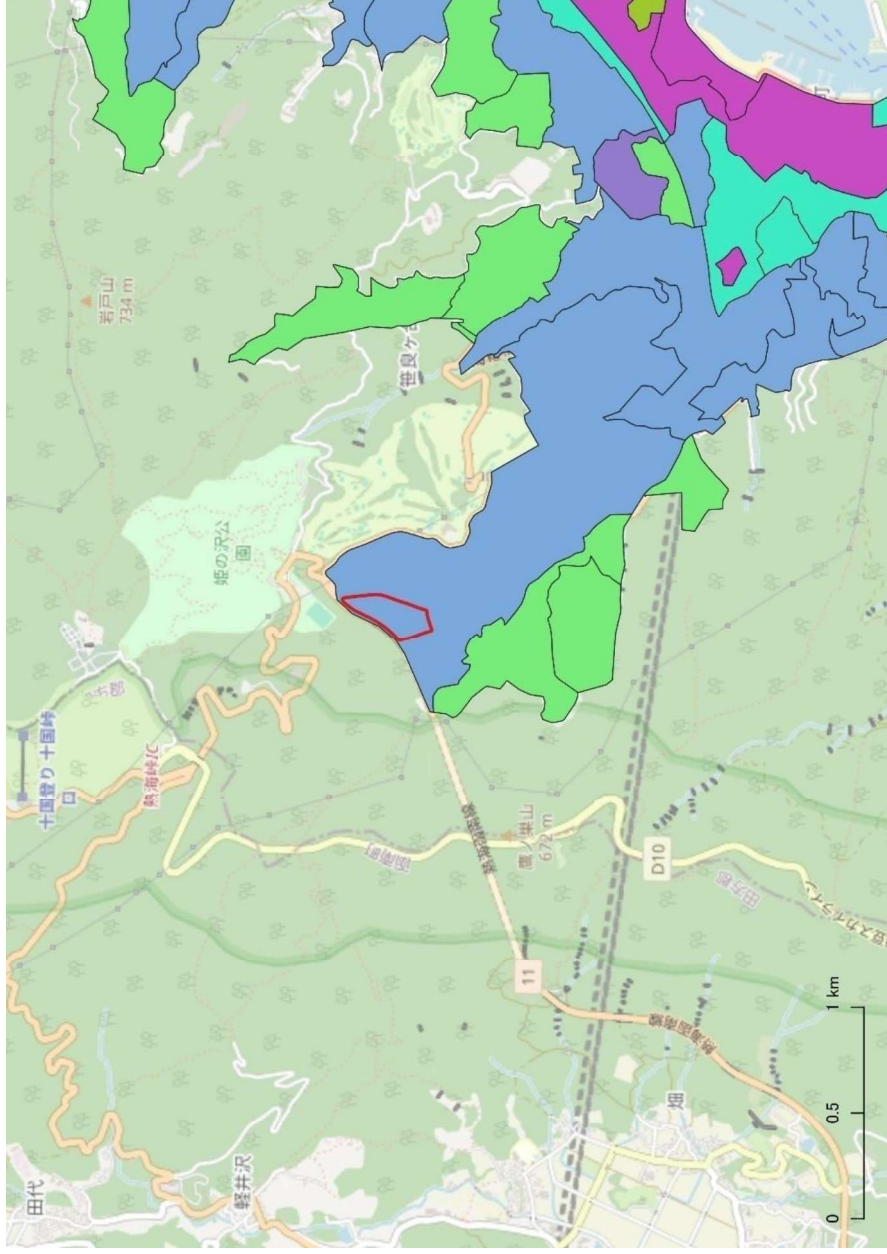
除外対象とする法規制地域

No.	法律名	除外条件	評価結果
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合	○
2	河川法	河川区域を含む場合	○
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合	○
4	砂防法	砂防指定地を含む場合	○
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合	○
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合	○
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合	○
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合	○
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合	○
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合	○
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合	○
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合	○

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。

都市計画法

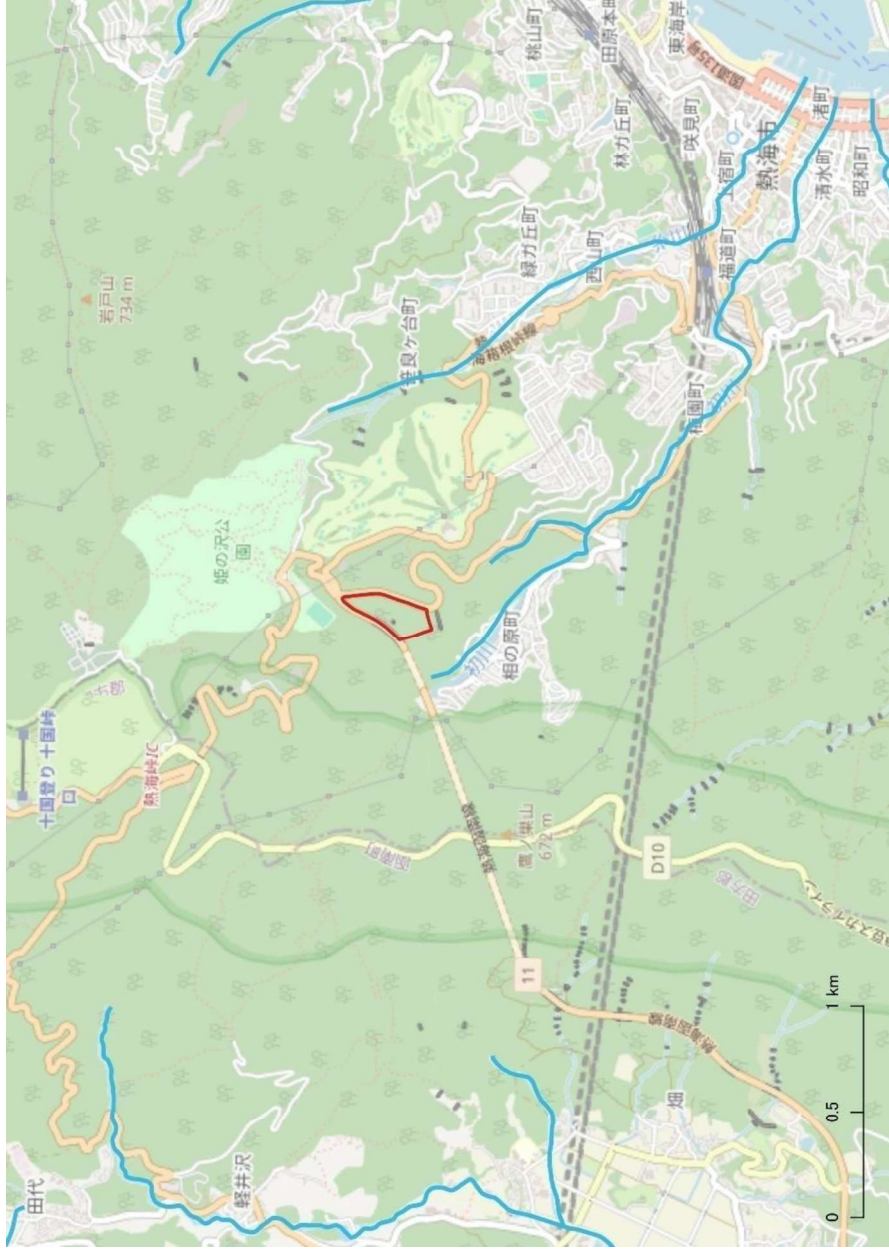
(除外条件：住居系地域及び商業系地域を含む場合)



【検討内容】第二種中高層住居専用地域に指定されているが、熱海市において都市計画法に基づき都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行う予定であり、法解除の見込みがある。

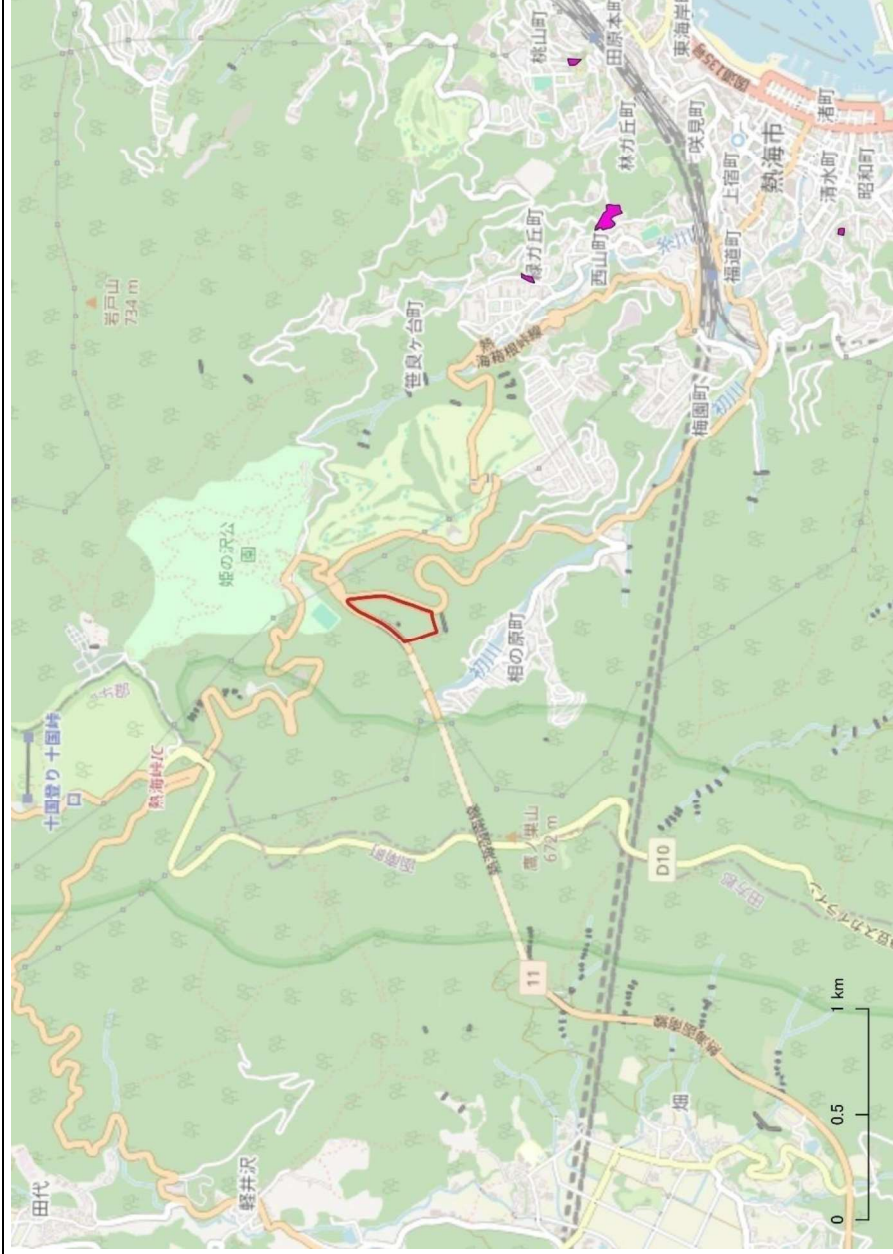
河川法

(除外条件：河川区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律
(除外条件：急傾斜地崩壊危険区域を含む場合)

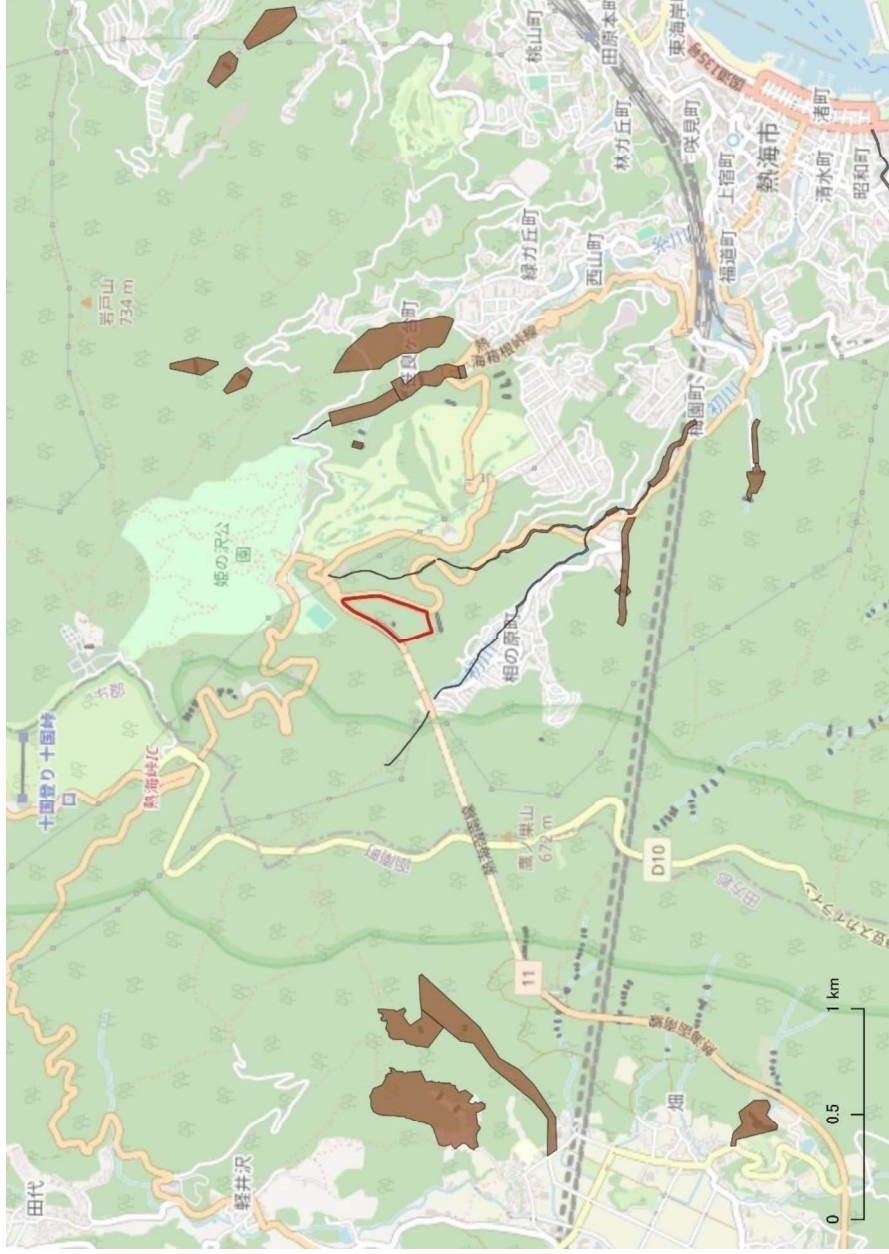


急傾斜地崩壊危険区域

【検討内容】 該当しない

砂防法

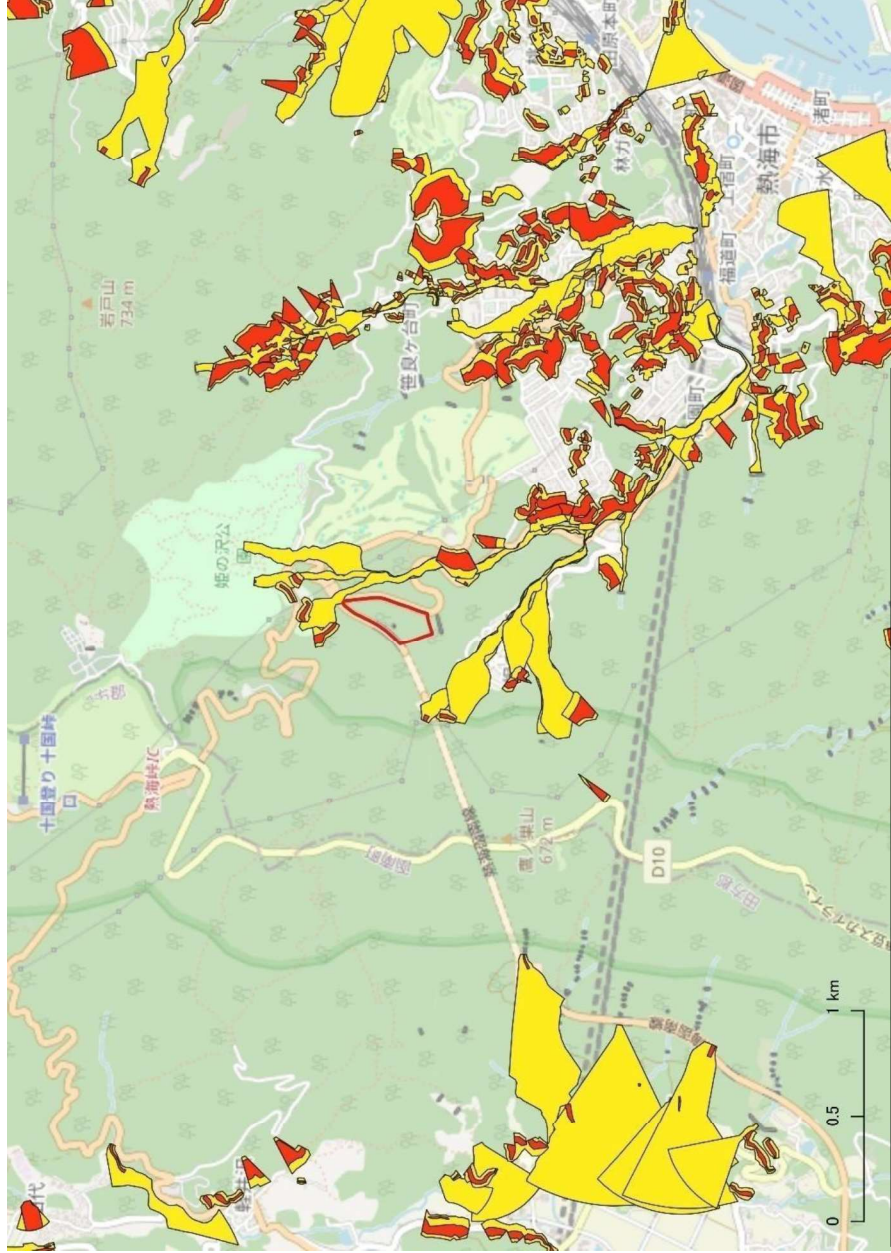
(除外条件：砂防指定地を含む場合)



【検討内容】 該当しない

土砂災害防止法

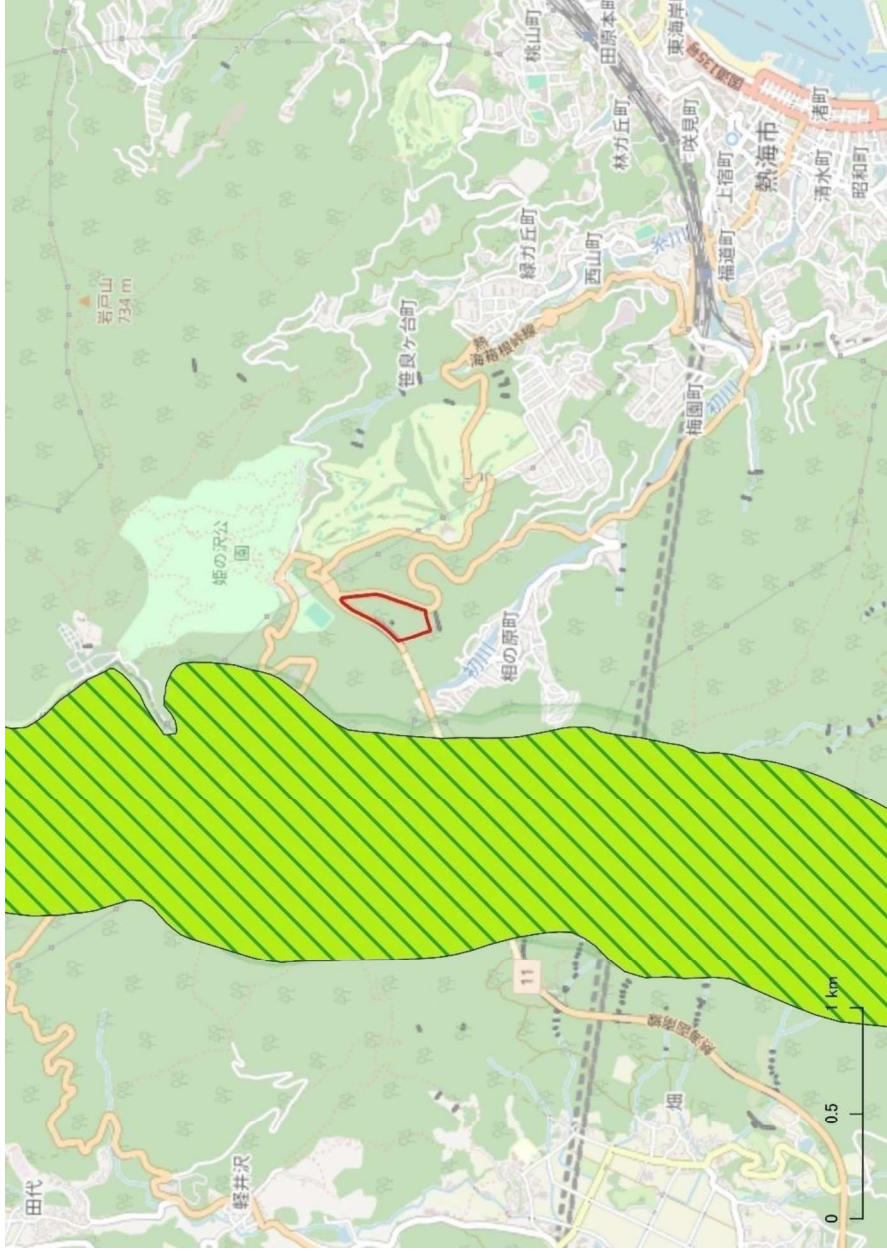
(除外条件：土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

自然公園法

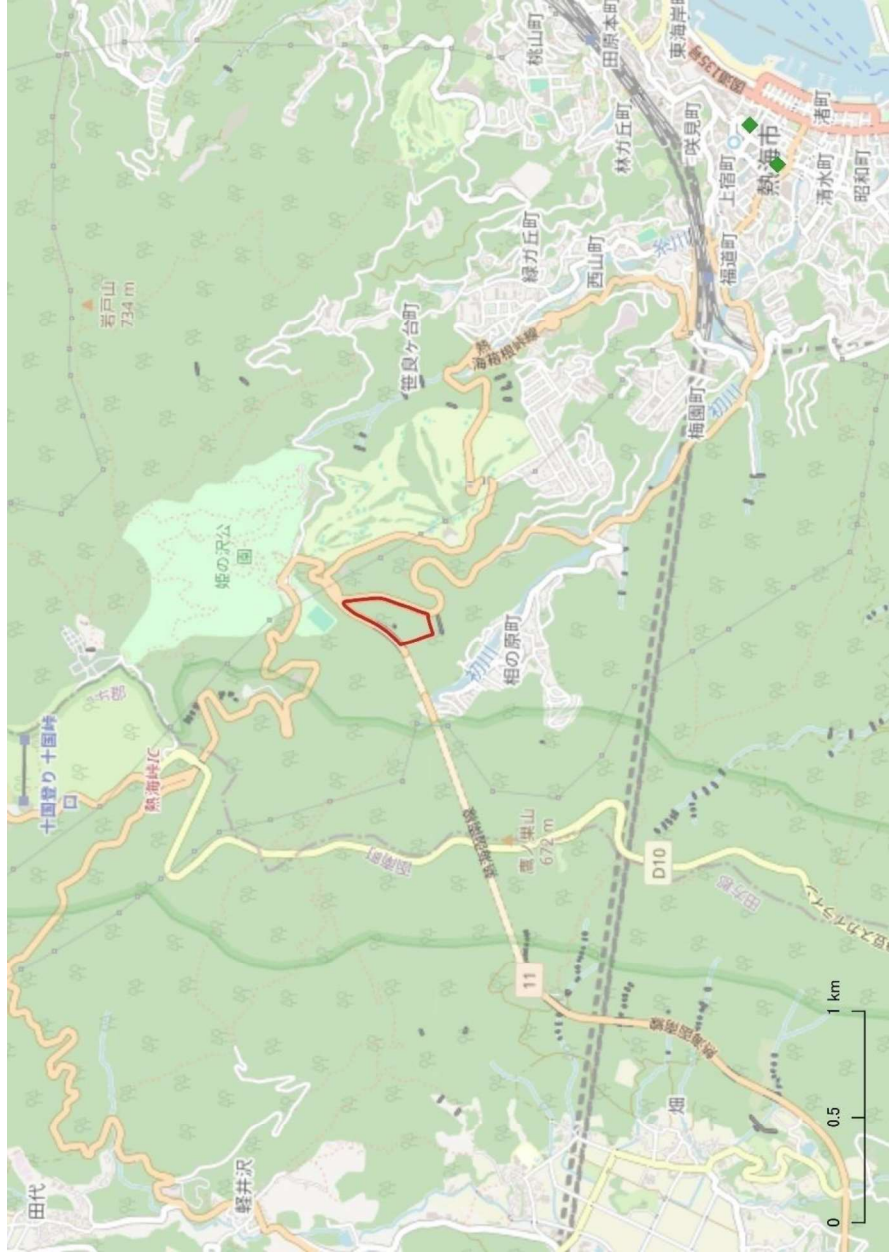
(除外条件：国立公園の公園区域を含む場合)



【検討内容】 該当しない

文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例

(除外条件：国、県及び各市町指定文化財を含む場合)

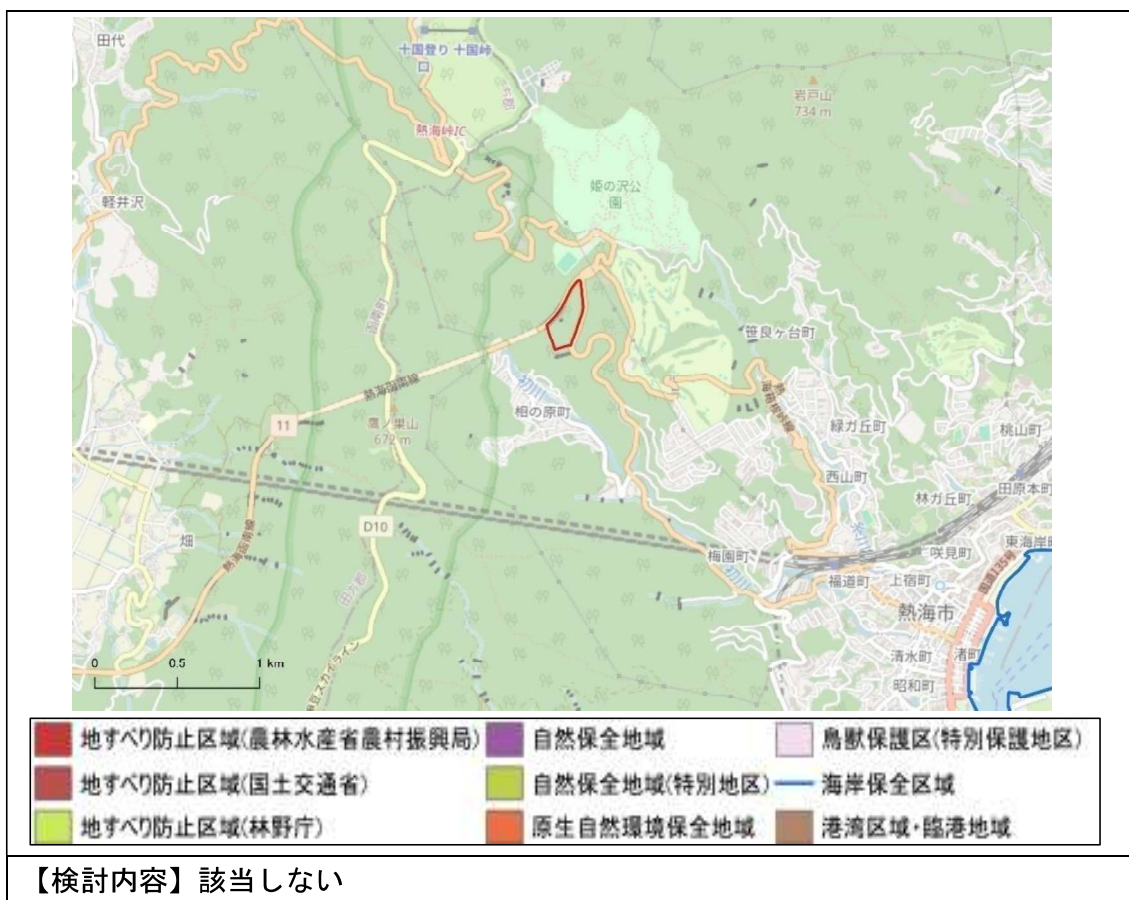


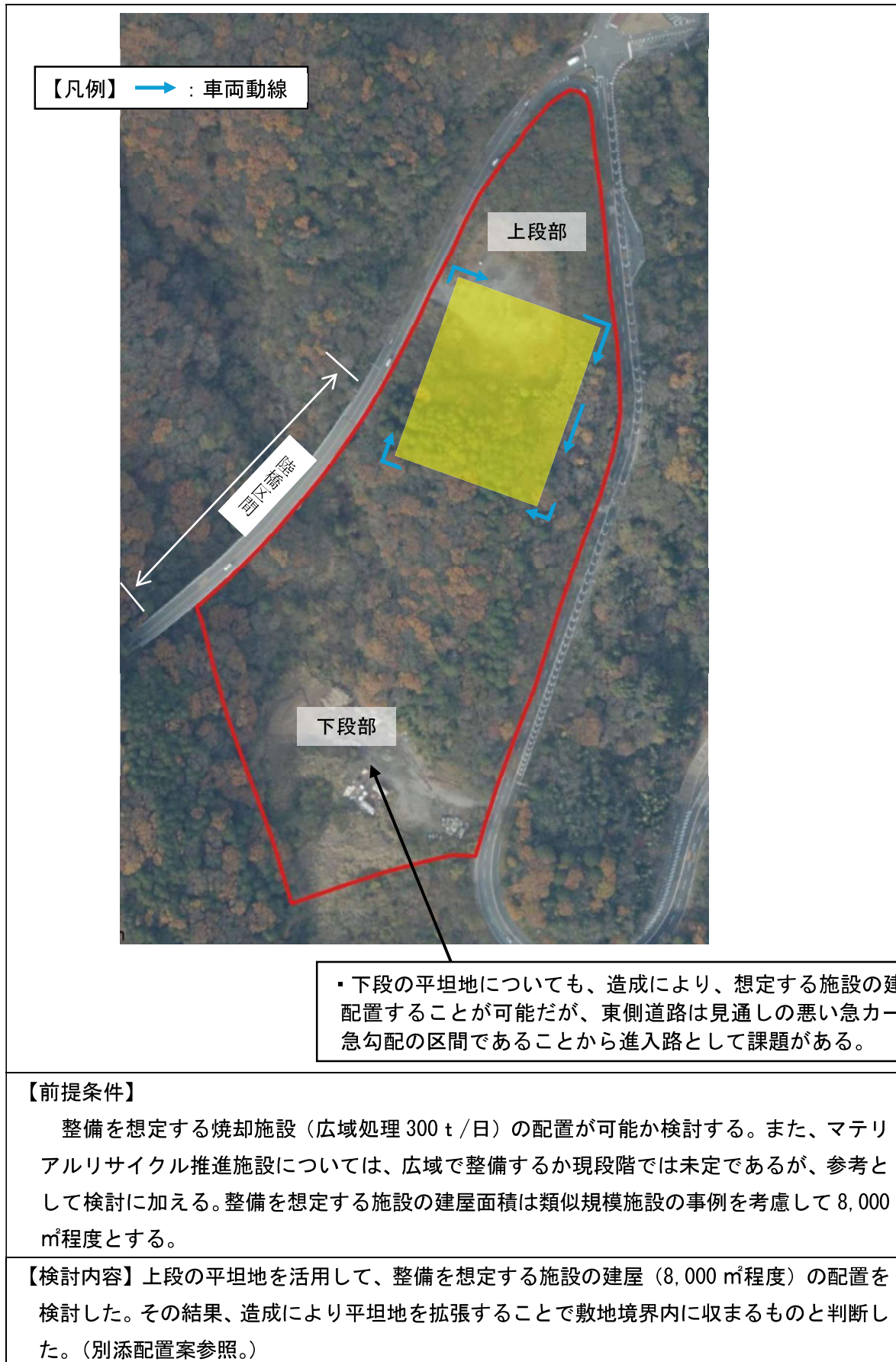
◆ 都道府県指定文化財

【検討内容】 該当しない

周辺に該当エリアなし

- ・地すべり等防止法（除外条件：地すべり防止区域を含む場合）
- ・海岸法（除外条件：海岸保全区域を含む場合）
- ・港湾法（除外条件：港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合）
- ・自然環境保全法（除外条件：自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合）
- ・鳥獣保護及び狩猟に関する法律（除外条件：特別保護地区を含む場合）





高低差の確認

